

雫石町太陽光発電設備設置に関するガイドラインの改正について

町では平成 30 年 3 月に、町民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点から、事業者が太陽光発電施設を適正に設置するための「雫石町太陽光発電設備設置に関するガイドライン」を策定し、適正な導入を推進してきました。

しかし、全国的に太陽光発電施設の設置や運営における不適切な事案や、自然環境や防災、景観等の面で周辺地域への配慮が不十分な事例が多発したことから、住民の不安が増し、各地で設置に関するトラブルとなる事案が発生しています。

このようなことから、町においては事業者による適正な導入に向けた方針を示すことにより、太陽光発電による再生可能エネルギーの普及を図るうえで、町民の安心・安全を確保するとともに良好な生活環境、自然環境、景観を保全することを目的に、ガイドラインの一部を改正します。

主な改正点

- 太陽光発電設備の適正な設置を誘導するために、事業者の責務を明確にする旨「目的」を改める
- 事業者が自己の事業に要する事業所等に併設するものは除外する
- 「設置の基準」について、周辺環境への配慮事項を定めるとともに、後退する距離を住宅地においては 7.5 m まで拡大するほか、住民からの要望があるときは、フェンスや植栽等の遮蔽物を設置することを明記する
- 事業者が説明会において、地域住民からの求めがある場合には、両者合意のもと、設備の設置、運用、管理、撤去等に関する協定や覚書等を締結し、誠意をもって不安の解消に努める旨、新たに項目を追加する
- 事業中において事業者の責任において維持管理を適切に行い周辺環境の維持と景観の保全に努めるほか、他の者に事業を譲渡又は継承し、管理責任を負う者を変更する場合の引継ぐべき事項について、新たに項目を追加する
- その他所要の改正を行うもの

施行期日

- 令和 5 年 3 月 1 日から施行し、同日以降に条例第 8 条第 1 項に規定する届出を提出する対象設備から適用する